

## 秋田県と株式会社 IBJ との結婚支援に関する協定書

秋田県（以下「甲」という。）と株式会社 IBJ（以下、「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、若者が将来を主体的に設計できるようライフプラン形成を促進し、特に結婚を希望する者が、希望する出会い・結婚の実現を支援することにより、地域における人口減少対策に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について相互に連携・協力する。

- （1）結婚支援に関すること
- （2）ライフプラン啓発に関すること
- （3）その他前条の目的を達成するために必要な事項

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、この協定に基づく活動に関し、相手方から知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務が課せられていることを確認する。ただし、事前に相手方の了承を得た場合は、その限りではない。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和11年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれからも特段の意思表示がないときは、さらに1年間更新するものとし、以降も同様とする。なお、協定の見直しが必要な場合は、甲及び乙による協議の場を設けることとする。

（疑義等の処理）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議し、これを解決するものとする。

本協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各々1通を保有する。

令和8年4月24日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

秋田県知事

鈴木健太

乙 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト12F

株式会社 IBJ

代表取締役会長

石坂 茂